

令和２年度

第４回酒田市国民健康保険運営協議会

次 第

日時：令和３年３月１日（月）

午後１時３０分～

場所：市役所３階 第一・二委員会室

１ 開 会

２ 会議録署名委員の指名

３ 諮問案件の提出

４ 市長あいさつ

５ 諮 問

（１）酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

６ 答 申

７ 協議案件

（１）令和３年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）について

（２）令和３年度 酒田市国民健康保険特別会計予算（案）について

８ そ の 他

９ 閉 会

令和2年度 第4回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

令和3年度国民健康保険税について

1 県が示した確定係数による令和3年度国保事業費納付金

	R3年度 県納付金	R2年度 県納付金	増減額
医療分	1,683,333,563 円	1,892,099,513 円	▲208,765,950 円
後期高齢者支援金分	608,339,044 円	613,139,980 円	▲ 4,800,916 円
介護納付金分	204,589,170 円	217,061,666 円	▲12,472,496 円
合 計	2,496,261,777 円	2,722,301,139 円	▲226,039,362 円

〔減要因〕 H30 に取り崩した県財政安定化基金の再積立での支払いの終了および歳入の増見込みによる

2 今後の収支見通しについて（現行税率）

【単年度収支の見通し】・・・県から提示された令和3年度確定納付金に基づいて試算

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
▲268,445 千円	▲97,958 千円	▲93,564 千円	▲77,779 千円	

※ R2年度にはH30に取り崩した県財政安定化基金の再積み立ての本市負担分約96,000千円を含む

⇒ 県から提示された令和3年度国保事業費納付金の減少（前年度比▲約2億2,600万円減）により、令和3年度以降、昨年度の見通しより毎年度1億円以上赤字幅が縮小

【基金残高の見通し】・・・年度末残高見込み

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2,177,200 千円	2,079,242 千円	1,985,678 千円	1,907,899 千円	

⇒ 令和2年度税率改正時の令和5年度末基金残高見込みは約13億円だったが、令和3年度の納付金を基に推計した結果、約19億円となり、約6億円の増となる見込みである。

⇒ 現在の山形県国民健康保険運営方針（6か年）の最終年度となる令和5年度において、条例上の基金残高の目安（約10億円）を約9億円上回る見込み

＜参 考＞ 【令和2年度税率改正時の見通し】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
単年度収支	▲266,948	▲248,740	▲234,195	▲182,072
基金残高	1,980,863	1,732,123	1,497,928	1,315,856

＜参 考＞ 県内主要市の令和3年度税率改正の状況

	税率改正の予定なし
山形市	税率改正の予定なし
米沢市	税率改正の予定なし
鶴岡市	税率改正の予定なし
新庄市	税率改正（引き下げ）

3 税率改正について

【税率改正の考え方】

（1）県の国民健康保険運営方針（6か年）の最終年度にあたる令和5年度までの3か年を想定

（2）納付金の推移および収支を確認しながら、基金残高の目安を確保しつつ、税率について検討する。

【検討結果】

（1）令和3年度以降も単年度収支は赤字が見込まれるものの、令和5年度末基金残高は約19億円と条例上の目安の約2倍となる見込みである。

（2）令和4年度以降の納付金の動向を注視しつつ、条例上の目安を超える基金を活用し、できる限り被保険者の負担軽減を図る。



毎年、約2億円（3年間で約6億円）の基金を活用して税率を引き下げる

【改正税率（案）】

	現行税率	改正後	差	現行税率	変更なし	均等割	平等割
医療分						6.8%	23,900 円
						6.0%	19,700 円
						▲0.8%	▲4,200 円
後期高齢者支援金分						2.6%	8,800 円
						2.3%	10,600 円
介護納付金分						2.3%	5,700 円

【現行税率】
一人当たり税額
95,420 円

【改正税率】
一人当たり税額
88,999 円
対現行税率▲6.73%

【税率改正による見通し】

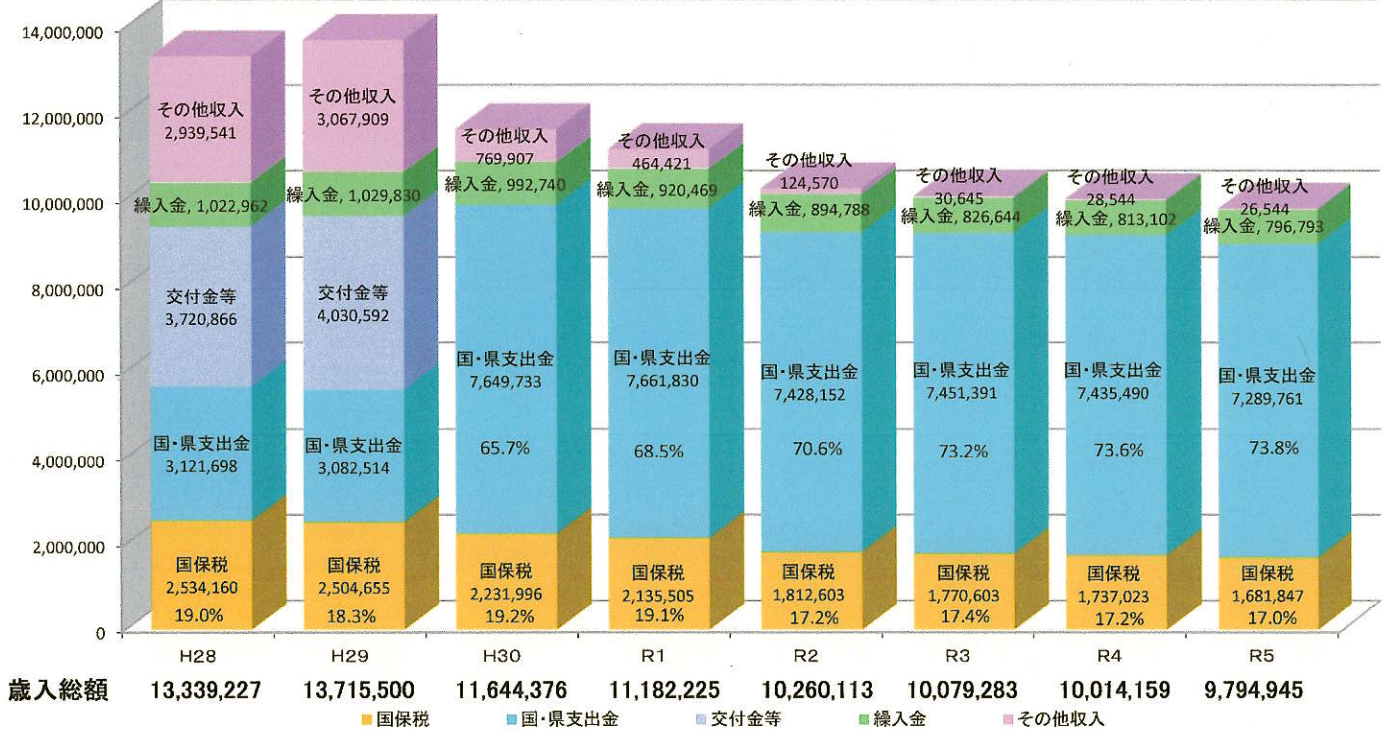
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
単年度収支	▲268,445	▲285,873	▲268,257	▲262,809
基金残高	2,177,200	1,891,327	1,623,070	1,360,261

＜単位：千円＞

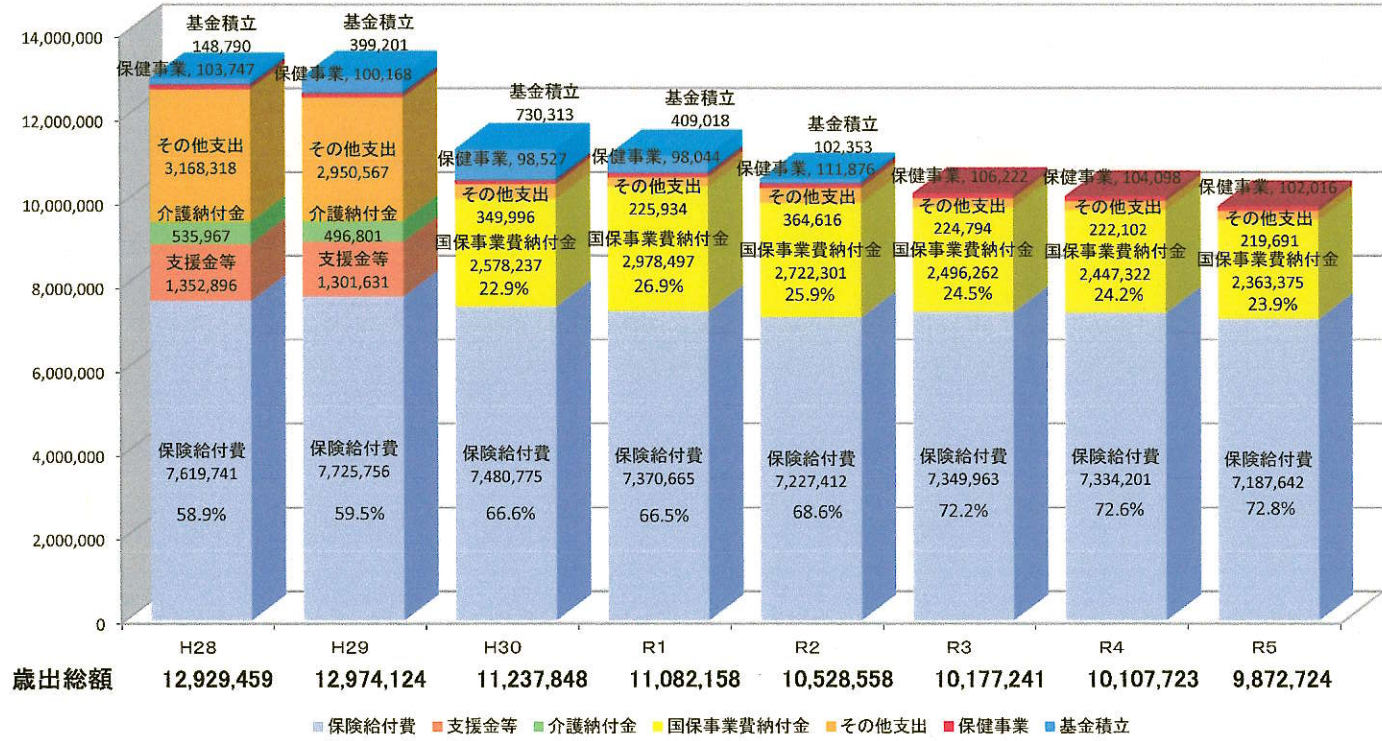
(単位:千円)

現行税率

酒田市国民健康保険事業年度別決算(見込み)状況【歳入】



酒田市国民健康保険事業年度別決算(見込み)状況【歳出】

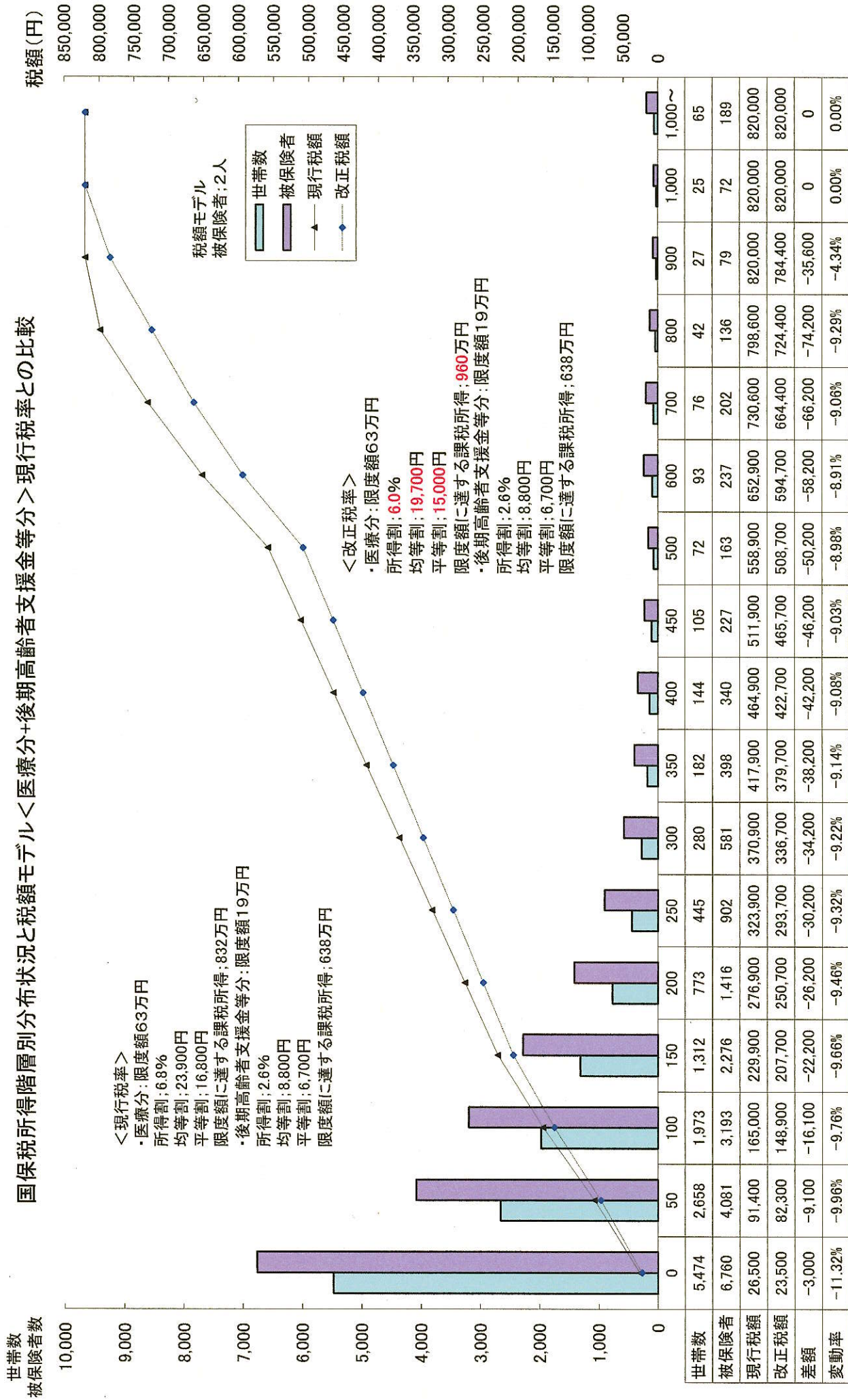


単年度収支	399,657	730,809	395,465	102,558	▲ 268,445	▲ 97,958	▲ 93,564	▲ 77,779
-------	---------	---------	---------	---------	-----------	----------	----------	----------

基金の状況

前年度末残高	655,969	804,759	1,203,960	1,934,273	2,343,292	2,177,200	2,079,242	1,985,678
基金積立金	148,790	399,201	730,313	409,018	102,353	0	0	0
基金繰入金	0	0	0	0	268,445	97,958	93,564	77,779
年度末残高	804,759	1,203,960	1,934,273	2,343,292	2,177,200	2,079,242	1,985,678	1,907,899

国保税所得階層別分布状況と税額モデル<医療分+後期高齢者支援金等分>現行税率との比較



※課税所得区分0円については7割軽減を、課税所得区分50万円については5割軽減を、課税所得区分100万円については2割軽減を適用させた場合の例示。

課税所得階層区分(万円)

国保税（医療分+支援金等分+介護分）ポイント計算例

区分\ケース		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
世帯構成等	被保険者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	4人
	給与収入	980,000	980,000		1,530,000	1,700,000		2,400,000	3,600,000	4,200,000	8,100,000
	年金収入			1,750,000							
	その他所得						1,330,000				1,900,000
	総所得金額	430,000	430,000	650,000	980,000	1,120,000	1,330,000	1,600,000	2,440,000	2,920,000	8,090,000
現行税率	課税標準所得金額	0	0	220,000	550,000	690,000	900,000	1,170,000	2,010,000	2,490,000	7,660,000
	所得割 6.8%	0	0	14,960	37,400	46,920	61,200	79,560	136,680	169,320	520,880
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 23,900円	23,900	47,800	47,800	47,800	47,800	47,800	47,800	47,800	47,800	95,600
	平等割 16,800円	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
	割額合計	40,700	64,600	79,560	102,000	111,520	125,800	144,160	201,280	233,920	633,280
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	28,490	45,220	32,300	32,300	12,920	12,920				
	医療分①	12,200	19,300	47,200	69,700	98,600	112,800	144,100	201,200	233,900	630,000
	所得割 2.6%	0	0	5,720	14,300	17,940	23,400	30,420	52,260	64,740	199,160
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 8,800円	8,800	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	35,200
	平等割 6,700円	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
	割額合計	15,500	24,300	30,020	38,600	42,240	47,700	54,720	76,560	89,040	241,060
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	10,850	17,010	12,150	12,150	4,860	4,860				
	支援金等分②	4,600	7,200	17,800	26,400	37,300	42,800	54,700	76,500	89,000	190,000
	所得割 2.3%	0	0	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	176,180
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 10,600円	10,600	21,200	0	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
	平等割 5,700円	5,700	5,700	0	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	割額合計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	203,080
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額				1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減		5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
	介護分③	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
	計④(①+②+③)	21,600	34,500	65,000	122,200	173,200	197,800	252,600	350,800	407,000	990,000
改正税率(案)	所得割 6.0%	0	0	13,200	33,000	41,400	54,000	70,200	120,600	149,400	459,600
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 19,700円	19,700	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	78,800
	平等割 15,000円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	割額合計	34,700	54,400	67,600	87,400	95,800	108,400	124,600	175,000	203,800	553,400
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	24,290	38,080	27,200	27,200	10,880	10,880				
	医療分⑤	10,400	16,300	40,400	60,200	84,900	97,500	124,600	175,000	203,800	553,400
	所得割 2.6%	0	0	5,720	14,300	17,940	23,400	30,420	52,260	64,740	199,160
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 8,800円	8,800	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	35,200
	平等割 6,700円	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
	割額合計	15,500	24,300	30,020	38,600	42,240	47,700	54,720	76,560	89,040	241,060
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	10,850	17,010	12,150	12,150	4,860	4,860				
	支援金等分⑥	4,600	7,200	17,800	26,400	37,300	42,800	54,700	76,500	89,000	190,000
	所得割 2.3%	0	0	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	176,180
	資産割 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割 10,600円	10,600	21,200	0	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
	平等割 5,700円	5,700	5,700	0	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	割額合計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	203,080
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額				1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用	7割減	7割減		5割減	2割減	2割減				
	軽減減額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
	介護分⑦	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
	計⑧(⑤+⑥+⑦)	19,800	31,500	58,200	112,700	159,500	182,500	233,100	324,600	376,900	913,400
増減額	医療分(⑤-①)	-1,800	-3,000	-6,800	-9,500	-13,700	-15,300	-19,500	-26,200	-30,100	-76,600
	支援金等分(⑥-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護分(⑦-③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(⑧-④)	-1,800	-3,000	-6,800	-9,500	-13,700	-15,300	-19,500	-26,200	-30,100	-76,600
税額増減率		-8.3%	-8.7%	-10.5%	-7.8%	-7.9%	-7.7%	-7.7%	-7.5%	-7.4%	-7.7%

※ 軽減基準 7割減：基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

5割減：基礎控除額43万円+〔28.5万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕+10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

2割減：7割減、5割減以外の世帯で、基礎控除額43万円+〔52万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕+10万円

×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

令和3年度酒田市国民健康保険事業計画（案）の概要

概要

平成30年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。

県単位化後の国保は、県が策定した「山形県国保運営方針」（平成30年度～令和5年度、令和2年度に中間見直し）の共通認識の下、今後は保険税水準の統一に関する議論を深めるとともに、事務の標準化に向け、それぞれ作業部会を設置して進めていく。

本市においては、国保財政調整基金を活用し、令和2年度に引き続き加入者の負担軽減を図るため、国保税率の引き下げを行うとともに、今後も県単位化の影響を注視しつつ、健全な財政運営に努めるため、令和3年度は以下の事業に重点的に取り組んでいく。

重点事業

【新型コロナウイルス感染症に係る対応】

①国保税の減免・徴収猶予 ②傷病手当金の支給 ③各種手続の郵送及び簡素化対応 ④来庁者に対する対応（窓口へのアクリルパネル設置、カウンター及び筆記台の消毒）

【特定健診・特定保健指導】

第3期計画（令和5年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第2期計画（令和5年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

【69歳以下の被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化対応】

現在、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費支給申請手続について簡素化を実施しているが、国では69歳以下についても今年度中に省令を改正するとしており、市町村判断での簡素化が可能となることから、課題を整理しながら取り組んでいく。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組】

国の法改正により、市町村が75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施することとされたことから、本市でも高齢者医療、国保、健康づくり、介護の各所管課が連携して取り組んでいく。

【市町村事務処理標準システムの導入に向けた対応】

市町村が行う資格管理・賦課・給付等の国保業務を支援するため、国が開発した市町村事務処理標準システムを現システムの更新時期である令和4年度にスムーズに導入できるよう準備を進める。

令和3年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）

I 概 要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、県が策定した「山形県国民健康保険運営方針（平成30年度～令和5年度）」が中間年となる令和2年度に見直しが行われ、保険税水準の統一に関する議論を深めるとともに、事務の標準化に向けた取り組みを行うため、それぞれ作業部会を設置して進めることとなった。

酒田市国保においては、国保財政調整基金を活用し、令和2年度に引き続き加入者の負担軽減を図るため、国保税率の引き下げを行うとともに、今後も県単位化の影響を注視しつつ、健全な財政運営に努めるため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 国保財政健全化対策

(1) 国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2) 国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、今後の社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）93.51%を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかたを通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）山形県国民健康保険運営方針における令和3年度目標収納率

2 収納率向上への対策

(1) 市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を図る。

- ① 「滞納を繰り越さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。
- ② 関係機関と連携して小・中学校租税教育等の開催、併せて「税の標語」事業を継続することで税に対する理解を深め、納税意識の醸成を図る。
- ③ インターネット等による公売を継続する。
- ④ 研修会等により実務知識の習得に努め、困難な事案に対処できる人材を育成する。

- ⑤ 新たにスマートフォン決済（PayPay 請求書払い）を導入し、キャッシュレス化や納税者の利便性の向上に努める。

3 医療費適正化への対策

(1) レセプト点検の充実

- ① レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。（内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。）
- ② 第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。（新聞等の情報活用）
- ③ レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。
- ④ 介護保険との給付調整及び柔道整復施術療養費の適正化に努める。

(2) 医療費通知の実施

被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、受診内容の確認のため、医療費通知を年6回・通算して1年分の発行を行う。

(3) ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額の差額について、これまでの年2回から年3回に通知を増やす。

(4) 医療費動向の分析

- ① 国保データベース（KDB）システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。
- ② 医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。
- ③ 特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。

(5) 医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）を通じた健康診断等情報の提供

同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちょうかいネットを通じて参加医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。

(6) 健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携

市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の一層の健康的な生活の実現を図るために、平成28年度に締結した包括的事業連携協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。

(7) 花王健康保険組合との連携

花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらう

ため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

4 適用適正化への対策

- (1) 国民年金の加入者及び喪失者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。
- (2) 年金情報を活用した職権による資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。
- (3) 1月～2月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。
- (4) 新規適用者の遡及確認を徹底する。
- (5) 被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導）。
- (6) 遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう事業主への協力を依頼する。
- (7) 居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。
- (8) 退職被保険者の適用について、国保連合会からの年金受給者リストや厚生年金情報の活用により該当者の把握に努め、個人通知を実施し適正化を図る。
- (9) マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携のうえ確実かつ効率的に実施する。

5 保健事業の充実

- (1) 健康づくり事業の推進
 - ① 特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。
 - ② 特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。
 - ③ 食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。
 - ④ 広報誌等により健康教育を推進する。
 - ⑤ 健康課、医師会、庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。
- (2) 在宅看護師による訪問活動
 - ① 国保新規加入の定年退職年代の方等に対して、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心とした保健指導を実施する。
 - ② 人間ドック要精検者に対し、健康管理についての保健指導を行う。
- (3) データヘルス計画（第2期）に基づく保健事業の推進
 - ① 特定健診未受診者対策
経年未受診者への受診勧奨の強化、40歳到達者への無料クーポン券送付による受診勧奨
 - ② 早期介入保健指導
35歳から39歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成
 - ③ 特定健診受診者へのフォローアップ
特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨

④ 健康教育

糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室、健康づくりセミナー教室の実施

6 広報及び職員の研修体制

(1) 広報事業の充実

- ① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのPR、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。
- ② 「国保さかた」の年4回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。
- ③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。
- ④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

(2) 職員の研修体制の充実

- ① 国、県、国保連合会、国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。
- ② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。
- ③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。
- ④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

7 重点事業

(1) 国民健康保険財政の健全な運営

今後も、高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

① 国保税の減免・徴収猶予

所得の減少等により納付が著しく困難になったと認められる方の減免
事業等の収入に相当の減少があったと認められる方の徴収猶予

② 傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている方で、感染または感染が疑われ、療養のために就労予定日に就労できなかった方への支給

③ 各種手続きの郵送対応

国保の脱退や高額療養費の申請等、郵送による手続きが可能な場合は、返信用

封筒を同封し郵送手続きを主とする。

④ 来庁者に対する対応

アクリルパネルの窓口設置による飛沫防止、カウンター及び筆記台等の消毒、啓発ちらしの配置

(3) 特定健診・特定保健指導の推進

平成30年度から令和5年度までの6か年を期間とする第3期計画に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

(4) データヘルス計画に基づく保健事業の推進

平成30年度から令和5年度までの6か年を期間とする第2期計画に基づき、特定健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(5) オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う取組

令和3年3月から始まるマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの運用に合わせ、本市でも令和3年3月から交付する保険証に個人を識別するための2桁の番号を追加するとともに、関係課と協力し被保険者のマイナンバーカードの取得促進に取り組む。

(6) 69歳以下の被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化への取組

現在、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請手続について簡素化を実施しているが、国では69歳以下についても省令を改正し、市町村の判断で簡素化が可能となることから、課題を整理しながら取り組んでいく。

(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組

令和元年5月の法改正により、市町村が75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施することとされた。高齢者医療、国保、健康づくり、介護など関係各課に跨ることから、相互に連携し課題を整理しながら取り組んでいく。

(8) 市町村事務処理標準システムの導入に向けた対応

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを現在のシステムの更新時期である令和4年度にスムーズに導入できるよう課題を整理しながら準備を進める。市町村事務処理標準システムを導入することにより、事務の効率化、経費の削減等が見込まれる。

令和3年度予算（案）の概要について

<令和3年度予算の方針>

1 税率の引き下げ

- ・被保険者の負担軽減を図るため、基金を活用して税率を引き下げる。

2 新型コロナウイルス感染対応

- ・収入の減による国保税の減免及び徴収猶予
- ・傷病手当金の支給
- ・高額療養費に係る申請手続きの郵送化及び70歳以上世帯の支給手続きの簡素化

3 収納率向上対策

- ・引き続き期限内納付を促すとともに、キャッシュレス化や納税者の利便性向上のために口座振替を促進し、新たにスマホ決済（PayPay 請求書払い）を導入する。

4 保健事業等の充実

- ・各種保健事業（特定健診・特定保健指導の実施、人間ドック助成事業等）等の促進により、加入者の健康増進と健康寿命の延伸につなげ、医療費の適正化を図る。

国民健康保険特別会計

10,183,021千円

（歳入）

<主な歳入の増減>

- ・国民健康保険税（対前年度比：△178,497千円）
令和3年度の国保税率の引き下げによる減
- ・県支出金（対前年度比：△121,978千円）
医療費の減見込みによる保険給付費等交付金（普通交付金）の減額

◆主な歳入

（1）国民健康保険税 1,634,103千円

（2）県支出金 7,451,744千円

保険給付費等交付金（普通交付金）

市町村が支払う保険給付費に要する費用

保険給付費等交付金（特別交付金）

保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金

（3）繰入金 1,066,102千円

一般会計繰入金（事務費、財政安定化支援、出産育児一時金の2/3など）、

保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、国保財政調整基金繰入金

（4）諸収入 29,964千円

延滞金、第三者納付金、返納金及び償還金など

(歳 出)

＜主な歳出の増減＞

- ・保険給付費（対前年度比：△101,149千円）

高齢化の進展や医療の高度化等による増要因はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響及び被保険者の減により医療費の減額を見込む。

- ・国民健康保険事業費納付金（対前年度比：△226,038千円）

平成30年度に取り崩した県財政安定化基金の再積立ての支払いが令和2年度に終了したことと、歳入が大幅に増える見込みによる。

◆主な歳出

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 総務費 | 205,479千円 |
| 国保事業を運営するための一般事務費 | |
| (2) 保険給付費 | 7,350,363千円 |
| 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等に係る経費 | |
| (3) 国民健康保険事業費納付金（※別紙資料参照） | 2,496,264千円 |
| 市町村の医療費水準や所得水準に応じて県が算定する納付金 | |
| (4) 保健事業費（※別紙資料参照） | 106,222千円 |
| (5) 諸支出金 | 19,423千円 |
| 国保税の還付等に係る償還金、高額療養費及び出産育児一時金の貸付金など | |
| (6) 予備費 | 5,000千円 |
| 不測の事態に備えるための経費 | |

令和3年度 国保特別会計 当初予算（案）

【歳入】

（単位：千円）

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和2年度(A)	令和3年度(B)	増減(C)	
国民健康保険税	1,812,600	1,634,103	△ 178,497	△ 9.8%
医療分	1,218,000	1,044,901	△ 173,099	△ 14.2%
後期高齢者支援金等分	437,500	436,101	△ 1,399	△ 0.3%
介護分	157,100	153,101	△ 3,999	△ 2.5%
使用料及び手数料	901	801	△ 100	△ 11.1%
国庫支出金	8,930	45	△ 8,885	△ 99.5%
災害臨時特例補助金	50	45	△ 5	△ 10.0%
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,880	0	△ 8,880	皆減
県支出金	7,573,722	7,451,744	△ 121,978	△ 1.6%
保険給付費等交付金（普通交付金）	7,412,400	7,311,113	△ 101,287	△ 1.4%
保険給付費等交付金（特別交付金）	161,322	140,631	△ 20,691	△ 12.8%
財産収入	661	260	△ 401	△ 60.7%
繰入金	1,110,440	1,066,102	△ 44,338	△ 4.0%
一般会計繰入金	307,733	307,496	△ 237	△ 0.1%
保険基盤安定制度繰入金	548,273	466,892	△ 81,381	△ 14.8%
基金繰入金	254,434	291,714	37,280	14.7%
繰越金	2	2	0	0.0%
諸収入	17,913	29,964	12,051	67.3%
歳入合計	10,525,169	10,183,021	△ 342,148	△ 3.3%
国保財政調整基金残高見込み	2,089,519	1,880,746	△ 208,773	△ 10.0%

【歳 出】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和2年度(A)	令和3年度(B)	増減(C)	
総務費	215,400	205,479	△ 9,921	△ 4.6%
総務管理費	194,339	184,960	△ 9,379	△ 4.8%
徴税費	18,408	18,120	△ 288	△ 1.6%
運営協議会費	877	715	△ 162	△ 18.5%
趣旨普及費	1,776	1,684	△ 92	△ 5.2%
保険給付費	7,451,512	7,350,363	△ 101,149	△ 1.4%
療養給付費	6,353,409	6,308,100	△ 45,309	△ 0.7%
療養費	48,552	40,380	△ 8,172	△ 16.8%
高額療養費	996,000	950,374	△ 45,626	△ 4.6%
高額介護合算療養費	1,400	1,385	△ 15	△ 1.1%
移送費	100	100	0	0.0%
審査支払手数料	22,951	21,784	△ 1,167	△ 5.1%
出産育児一時金	18,900	17,640	△ 1,260	△ 6.7%
葬祭費	10,200	10,200	0	0.0%
傷病手当金	0	400	400	純増
国民健康保険事業費納付金	2,722,302	2,496,264	△ 226,038	△ 8.3%
医療給付費分	1,892,100	1,683,334	△ 208,766	△ 11.0%
後期高齢者支援金等分	613,140	608,340	△ 4,800	△ 0.8%
介護納付金分	217,062	204,590	△ 12,472	△ 5.7%
共同事業拠出金	10	10	0	0.0%
共同事業拠出金	10	10	0	0.0%
保健事業費	111,876	106,222	△ 5,654	△ 5.1%
特定健康診査等事業費	78,740	76,347	△ 2,393	△ 3.0%
保健事業費	33,136	29,875	△ 3,261	△ 9.8%
基金積立金	661	260	△ 401	△ 60.7%
諸支出金	18,408	19,423	1,015	5.5%
償還金及び還付加算金	18,408	19,423	1,015	5.5%
予備費	5,000	5,000	0	0.0%
歳出合計	10,525,169	10,183,021	△ 342,148	△ 3.3%

【参 考】

区 分	令和2年度(A)	令和3年度(B)	増減(C)	伸率(C/A)
療養諸費費用額	8,654,907千円	8,560,618千円	△ 94,289千円	△ 1.1%
年間平均被保険者数	21,389人	21,252人	△ 137人	△ 0.6%
一人当たり医療費	404,643円	402,815円	△ 1,828円	△ 0.5%

令和3年度 保健事業の概要

令和2年度からの変更点

- ・経年未受診者への受診勧奨を年2回から3回に増やし、前年度新規国保加入者（退職者）への勧奨を実施
- ・ジェネリック医薬品差額通知の発行を年2回から3回へ増やし、使用率の向上を図る
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、糖尿病・高血圧予防教室における書面及び電話による保健指導を実施

○特定健康診査等事業費（予算額 76,347,000円）

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導を行う。

（1）特定健診

対象者・・・40歳～74歳の国民健康保険被保険者

（2）特定保健指導

対象者・・・健診の結果により「積極的支援」及び「動機付け支援」に区分された方
内 容・・・生活習慣病予防に向けた保健師・管理栄養士等による計画的指導

（3）特定健診未受診者対策事業

- ・経年未受診者への受診勧奨、40歳の国保加入者に特化した受診勧奨

	目標値
勧奨者（経年未受診者）の受診割合	20%
勧奨者（40歳到達者）の受診割合	30%

（4）特定健診受診者フォローアップ事業

- ・血糖要受診者、血圧要受診かつ血糖要指導者に対する個別結果説明と受診勧奨等

	目標値
受診勧奨判定値を超えている者の医療機関受診率	50%

○保健事業費（予算額 29,875,000円）

健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために次のような事業を行う。

（1）人間ドック助成事業

- ・本市で行う人間ドックを受診する40歳以上の国保被保険者に対し費用の一部を助成

（2）地域保健サービス事業

- ・在宅看護師等の電話指導により健康づくり指導や適正受診を図る

（3）生活習慣改善事業

- ・食生活改善や適度な運動による健康づくりを推進するため各種教室を開催

（4）広報活動事業

- ・「国保さかた」の発行（年4回）

（5）医療費適正化事業

- ・医療費通知の発行（年6回）、ジェネリック医薬品差額通知（年3回）の発行

	目標値
ジェネリック医薬品の使用率（数量ベース）	85.0%

※国の目標値 80%以上

（6）早期介入保健指導事業

- ・若年者（35～39歳の国保被保険者）健診の受診勧奨及び健診料金への助成

（7）健康教育

- ・糖尿病・高血圧予防教室、運動教室の開催